

静岡産業大学転学部規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則第16条の2（転学部及び転学科）の規定に基づき、転学部に関して必要な事項を定める。

(転学部の時期)

第2条 転学部の時期は4月1日とする。

(出 願)

第3条 転学部を出願する者は、在籍年次の10月末日までに、転学部願（別紙様式）を在籍する学部の学部長に提出しなければならない。ただし、学生募集を停止した学部並びに教務委員会が認めた場合について、締め切り月日はこの限りでない。

2 転学部願を受けた学部（以下「在籍学部」という。）の学部長は、教授会の議を経て、必要な書類を受入学部の学部長に宛て送付するものとする。

(受入学部の審査)

第4条 受入学部は、在籍学部から送付された転学部願等により次の事項について審査し、受入の可否を決定する。

- (1) 学部における欠員の状況及び教育上の支障の有無
- (2) 出願の理由
- (3) 在籍年次までの履修成績と転学部後の履修可能性
- (4) 出願者に対する面接審査

2 受入学部の学部長は、審査の結果を学長及び在籍学部長に報告するものとする。

(転学部の許可)

第5条 転学部の許可は、両学部教授会の議を経て学長が行う。

(本人への通知)

第6条 転学部の可否については、2月末日までに出願者に通知するものとする。

(転学部した者の在学年限及び休学期間)

第7条 転学部した者の在学年限は、転学部前の学部に通算して8年とする。

2 休学の期間は、転学部前の学部において休学した期間を通算して3年を超えることはできない。

(事務の所管)

第8条 転学部にかかる事務は、教務課において行う。

(改正)

第9条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和4年4月1日から適用する。ただし、様式については令和4年9月28日から適用し、同日前は従前の例による。

様 式

転 学 部 願
転 学 科

年 月 日

静岡産業大学 学部

学 部 長 様

所 属 学 部

所 属 学 科

学 籍 番 号

氏 名

印

下記の理由により 学部 科へ 転学 部 科
したいので、許可されるようお願いいたします。

記

理 由

受入学部記載欄

受入学部 _____ 学年 年 学籍番号 _____

異 動 日 _____ 年 月 _____ 異動後の在籍期間 _____ 年 (_____ 年 月 まで)

教授会承認日 (_____ 年 月 日)